宮城県稲育成品種種子配布要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県古川農業試験場(以下「試験場」という。)において育成し、 生産した宮城県稲育成品種の種子の配布に関し必要な事項を定めるものとする。

(品種及び種子の定義等)

- 第2 この要綱で定める宮城県稲育成品種とは,本県優良品種に指定されていない本県 育成の登録品種及び登録出願品種をいう。
- 2 この要綱で定める種子とは、試験場で生産され、主要農作物種子条例に基づくほ場審査及び生産物審査、さらに農産物検査法に基づく農産物検査を受けていないものをいう。
- 3 配布の対象となる稲品種は、知事が決定する(原則として、宮城県優良品種に指定 されていない県育成の登録品種及び登録出願品種等とする)。
- 4 知事は前項の規定による決定をしたときは、県内に広く知らせる。

(配布先)

- 第3 種子の配布を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 公益社団法人みやぎ農業振興公社
 - (2) 知事が認める農業関係団体等
 - (3) 知事が認める宮城県内の生産者団体等

ただし,(3)にあっては,(1)及び(2)において取扱いのない種子又は(1)及び(2)から 供給を受けることができない種子に限る。

(配布価格)

- 第4 配布する種子は、試験栽培を目的とする場合は無償とし、生産物の販売を目的とする場合は有償とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 試験栽培とは、加工適性の把握や商品開発のための収穫物生産及び品種展示に供する栽培等をいう。
- 3 第1項の規定による種子の価格は、知事がその都度定める。

(免責事項)

第5 種子の配布を受けた者は、当該種子が、欠点、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、当該種子の利用によって損害が生じた場合は、配布を受けた者自らの責任で処理するものとする。

(配布申請)

第6 種子の配布を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、稲育成品種種子配布申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を宮城県古川農業試験場長(以下「試験場長」という。)に提出しなければならない。

- 2 試験場長は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を申請者に求めることができる。
- 3 試験場長は、申請者から申請書等の提出を受けた場合、その旨を知事に報告する。

(配布決定等の通知)

- 第7 試験場長は,第6第1項の申請書を受理した場合は,その内容を審査し,配布の可否を決定する。
- 2 試験場長は、配布を決定したときには、稲育成品種種子配布決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)を申請者に交付するとともに、その旨を知事に報告する。
- 3 試験場長は、前項の規定による決定に当たっては、次の条件を付すことができる。
 - (1) 配布を受けた種子は、収穫物生産以外の目的には使用しないこと。
 - (2) 配布を受けた種子は、県外に移出してはならない。
 - (3) 配布を受けた種子は、有償無償を問わず第三者への譲渡を認めない。
 - (4) 配布を受けた種子は、病害虫の汚染防止等適正な管理に努めること。
 - (5) 配布決定後の申請者の都合による申請書の取下げは原則として認めない。
 - (6) 配布を受けた種子の使用計画書に変更が生じた場合は,速やかに協議すること。
 - (7) 配布を受けた種子より得られた生産物については、毎年1回、4月1日から翌年3月31日までの実績等を試験場長あてに報告すること。
- 4 試験場長は,配布しない決定をした場合には,稲育成品種種子非配布決定通知書(様式第3号)(以下「非配布通知書」という。)を申請者に交付するとともに,その旨を知事に報告する。

(納入通知書の交付)

第8 試験場長は、有償配布の場合は第7第2項の通知と併せて納入通知書を作成し、申請者に交付する。

(代金の納入)

第9 決定通知書を受けた者は、種子の配布を受ける前に、第8の納入通知書により、 代金を納入しなければならない。

(配布決定種子の引渡し)

- 第10 試験場長は、代金の納入があったことを確認した後、速やかに配布決定された種子を決定通知書の交付を受けた者に配布する。
- 2 試験場長は、種子の配布を受けた者から受領報告書(様式第4号)の提出を受けるとともに、その旨を知事に報告する。

(配布決定の取消し)

- 第11 試験場長は、決定通知書を受けた者が、有償配布の場合に、試験場長の定める 日まで代金を納入しないとき、又は正当な理由なく種子の引渡しを受けないときは、 配布の決定を取り消すことができる。
- 2 試験場長は、配布決定の取消しを行った場合、その旨を知事に報告する。

(生産指導)

第12 試験場長は、種子の配布を受けた者に対し、収穫物の安定生産等に関する必要な指導を行う。

(その他)

第13 その他、この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。